



リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所
弁護士 二宮 淳次
(兵庫県弁護士会所属)



第154回 成年後見制度の問題点と改正の動き

1 成年後見制度とは

成年後見制度は、精神上の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な方々について、本人の権利を守るために選任された援助者（成年後見人等）により本人を法律的に支援する制度です。同制度は、2000年に施行されましたが、2023年12月時点において約25万人が利用しており、利用者は年々増加傾向にあります。

ただし、厚生労働省の資料によれば2022年の認知症高齢者数は443万人程度存在するとされ、認知症高齢者数と比較すれば利用率が低いことが分かります。

2 成年後見についての動き

成年後見制度については、2023年9月に日本の障害者権利条約の履行状況について審査した国連障害者権利委員会から出された総括所見において、行為能力制限や意思決定を代行する制度が永続することについて懸念が示されています。

このような動きのなか、2024年2月に後見制度の見直しが法制審議会に諮問されるに至っています。

3 現行の成年後見制度の問題点と見直し

現行の成年後見制度の問題点として挙げられるのが、①後見制度の利用動機となった遺産分割等が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない点、②成年後見には包括的な取消権・代理権があり本

人の自己決定が必要以上に制限される場合がある点、③本人の状況変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない点、④専門職の後見人が選任された場合には、本人が亡くなるまで報酬が発生し続け本人の財産の減少が生じかねない点です。

上記①については、一定の期間を設けること、具体的な利用の必要性を考慮して必要性がなくなれば後見が終了する仕組みとすることの検討がなされています。また、②については、本人の同意を要件とする仕組みや本人にとって必要な範囲に限定して個別の代理権を付与する仕組みとすることが検討されています。③については、本人の状況に合わせて成年後見人等を専門職から市民後見人・親族へと交代することを可能にするともに財産管理についても不正が生じないように手当をすることができる仕組みが検討されています。④についても、①から③の仕組みが整うことによって解決することが可能となります。

このように、日本の後見制度は、代行的意思決定制度から支援付意思決定制度へと見直されようとしています。

今後、さらに進行していく高齢化社会において、高齢の方が自らの生き方を決めていくためには必要な見直しであり、このような見直しにより、後見制度が必要な場合に必要だけ利用できる制度へと転換していくことが期待されます。